

**地域密着型サービスに対する加古川市独自加算の設定について  
(平成 31 年度実施予定の新規事業)**

**1. 「市町村独自加算」制度について**

**【概要】**

一部の地域密着型サービスに関して、市区町村が利用者への介護サービス向上を目的として、国が定めた介護サービス費（介護報酬）に加えて、設定する介護報酬。

**【独自加算設定が可能なサービス】**

小規模多機能型居宅介護/看護小規模多機能型居宅介護/夜間対応型訪問介護/定期巡回・随時対応型訪問介護看護

**【加算可能な単位の上限】** 合計 1,000 単位

**【独自加算を実施している保険者（平成 29 年度）】**

千代田区・新宿区・相模原市・藤沢市・逗子市・神戸市・和歌山市・出雲市等  
(小規模多機能：18、看護小規模多機能：2、夜間対応：2、定期巡回：2)

**2. 加古川市独自加算の内容（案）について**

**【目的】** 第7期介護保険事業計画P46～47において、「○在宅生活を支える事業者へのインセンティブ付与の検討」としており、その内容の達成を図る。

**【対象】** [Redacted]

**【加算内容】**

名称	単位数	加算要件
独自加算 A	[Redacted] 単位/月	[Redacted]、在宅生活を支える取組を行っていること
独自加算 B	[Redacted] 単位/月	下記の要件を全て満たすこと。 ① [Redacted] ② [Redacted] ③ [Redacted]

**【開始予定時期】** 平成 31 年 [Redacted] 月

